

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十四第

行發日一月六年一十和昭

論叢

資産者と課税……………法學博士 神戸正雄

フィシヤア利子論の分析……………文學博士 高田保馬

現代の「生の哲學」としての經濟哲學……………經濟學博士 石川興二

時論

大都市における商店街の構成……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

私設工場委員會と企業……………經濟學士 大塚一朗

節約投資の均衡と中立貨幣……………經濟學士 中谷實

再保險料率に關する一研究……………經濟學士 佐波宣平

パレトの生産均衡論……………經濟學士 青山秀夫

說苑

シニタイムンの政治經濟學批判について……………經濟學士 島恭彦

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第四十二卷總目錄

(禁轉載)

經濟論叢

第四十二卷 第六號 (通卷第百五拾貳號) 昭和十一年六月發行

論叢

資産者と課税

神戸 正雄

緒言

世の中に資産者といふ一團の人々がある。彼等は嘗て蓄積した資財の利子にて悠々として生活して居る。其資財が嘗て自らの能力を活用し、苦勞した結果の塊だといふこともあるが、其が自ら殆んど與らず、唯だ父祖の賜であり、其意思に従ひ又は法律規定の御蔭で繼承することになつたといふこともあり、或は國家社會の發展の結果、勞せずして其收益が殖え、其元本價值が加はつたといふこともあつて、少くとも現在には殆んど自ら努力せずして、眠つて居らうと、病氣に

かからうと、外の仕事に耽つて居らうと、遊び戯れて居らうと、或は旅行して居らうと、時々刻々に利子が入り來り、價值が増加して行くのである。洵に以て恵まれた者である。而かも現行税制にては其特に動的資本の持主は此の税からしても最寛大に扱はれて居るのである。また假令彼等には正面から重課られたとしても、他人に之を轉嫁することが容易であり、遁脱することも割合に容易である。而かも之と對立して、社會の他方には、勤勞者大衆といふ一團があつて、其人達は日々營々として働けども働けども、貧乏に追はれ通ほしであり、時としては働かうとしても其働き先なく、働先はあつても、生理上の故障で働き得ないこともあり、其上に現行税制では消費税が飽迄重く、既に此が重いばかりでなく、此先き増税といふと其が其上にも増加される可能性があり、假令直接税にて増税が行はれても其も亦た弱い彼等の上に轉嫁せらるる可能性もある。彼等は結局多くの場合、椽の下の力持をすべきの運命にある。だから彼等が利殖者を嫉視することになるのも無理からぬ。其が社會争闘、乃至革新運動の動機ともなるのであり、經濟機構の改正とか財政税制の改正とかを産み出すのでもある。今回の事變(二・二六事件)を契機とする改革も亦た此に動因を有つのである。それで茲に私は租税から見た資産者の地位の現狀を檢べ、更に之に對するの方策を考究して見やうと思ふ。

第一段 資産者の租税能力

資産者が我現行法上にて何んな地位に立つかを説く前に、彼等が本來、租税論上何う扱はれて居るか、如何なる程度の給付能力を有つものと見られて居るかから説かうと思ふ。

(一) 一般資産者の能力

(A) 原則——此階級者は一般にいふて、最も恵まれたる階級者であり、同一金額の所得を有つとしては、他の何れの階級者よりも一層有利であり、一層多くの能力を有つと見られる。其點は私が曩きに勤勞所得者に對する資産所得者の能力の一層大なることを説いた所にて明かなる如くである。即ち資産者は勤勞者の有つ不利を缺き、勤勞者の有たざる有利を有つのである。今此に之を更めて概括すれば、彼は働かずして即ち無爲にして、隨つて苦痛をも伴はずして利子所得をば繼續的反覆的に擧げて其により生活することが出来る。不時の出來事の爲めに利子不拂の厄に遇ひ、又は臨時の大必要の生じたときには、容易に其元本財産を賣却し又は擔保として借入を爲し、又は其ものを引出して其用に充てることが出来る、以て生活の保障が備はつて居り、其あるが故に、他日の困難を豫想して特別の蓄積をして置く必要もなく、かくして彼等にとりては特別蓄積の必要のないのに、却つて少しく用心深ければ、自らに蓄積が出來て、其處からも他日事ある時の準備が出来る。彼等は又其所得を得るが爲めには特別なる休養、榮養を取るの必要もなければ、更に勤勞所得を得るの必要はないが、名譽の爲めに、又は道樂として仕事に就かうとすれば同じものなら、彼等には無産者よりも信用が大いだけに、容易に之を見付けることが出来る、又、

其の必要はなしとして強めて之を求めず、随つて平生は無爲にて暮らすとして、其場合には此に遊んで居る能力があり、少しく慾を出して働かうとすれば、之を活用して一層の所得を増すことが出来る。又、其有つ資産の中には、世の中の自然の推移によりて無爲にして價値の増加するものがあつて、其から餘得を受けることが出来、此等はすべて無産者の得ることの出来ずして、獨り有産者の占められる有利である。其も此等の有利なる地位が自己一身のみならず、子々孫々にまで傳へられるやうにもなつて居る。かくて彼等が租税能力の上に一層有利だといふことは原則上、斷定して毫も差支ないのである。

(B) 若干の不利——ただ彼等にも若干の不利はある、其れだけ彼等の有利が減殺される。其ともものは無産者にはないけれども、其に代るものは無産者にもあるから、其ある故に有産者が無産者よりも一層不利とはならない。其は下の如し。

(い) 心中に於ける不安不快——といふものが其第一である。有産者の地位は恵まれて居るだけに、多數の民衆からは常に嫉視羨望されて居る。其が近頃は段々と甚しくなり、其ことが鈍感の人には何でもないであらうが、神經過敏な有産者にとりては甚だ以て不快である。又、常に經濟機構の改造とか變革とかの聲をきき、何時其地位を奪はれるかも知れぬといふ不安、恐怖をも有たざるを得ぬ。また其が單なる心配だけに止まらず、現實にも多少とも制限を加へられつつあつて、世界大戰後に、何れの國にても有産者の地位が一層不確となつたとせられる。財産制度の變革は

大して甚しきものとなり得ぬとしても、差當り貨幣制度が不安定となり、財政需要の膨脹の勢の大いときに、インフレーションの危険が目睫にありて、此が一部財産者の財産を落すの不安を以て脅かす。特に有産者は常に出来るだけ確實且つ有利なる投資口を求めて、投資先きを時々刻々の事態の推移に應じて變更して往かなければならぬものだが、其處にも却々の心配苦勞がある。常に不安に襲はれつつ冒險をも爲すのである。投資の間に投機をも爲さざるを得ぬことになる。そして公債に投資して居れば、安全此上もなきやうに見へても、實は此にも借換の恐があり、平價切下、公債破棄、増税、などの脅かすものもある。預金にても、銀行破産、金融恐慌、さては貨幣價值下落の心配がある。株券なれば當該事業の推移、一般財政經濟の變化など、一層多數の動機によりて價值の動搖するを考慮しなければならず、小作地、貸家にても、貸料の不拂、滞納更に其引下運動などに脅かされ、何んな形にて投資しても心配なしといふものはない。苦にすれば投資者たり有産者たるの地位は洵に以てうるさきものである。資産者の有利といふても、すべて此不安不快にて相殺されるともいへる。併し其地位に伴ふ不安不快は何れの階級にもあるのであり、無産者にも亦別の不安不快がある。彼等が苦しき勤めに就くのは一の不快であり、特に他人から卑められる仕事に携はる場合は最も然りとする。彼等は又、仕事を失ふの不安、給料低下の不安、物價騰貴の不安等々を有つ。だから不安不快は何れにもあり、而かも有つた者は與へることが出来ても有たぬ者は與へることは出来ぬ。有つた者が有つのが嫌とあれば人に與へること

3) George, Einkommensbesteuerung im Hinblick auf Leistungsfähigkeit und Kapitalbildung. (Finanz Archiv. N. F. 3. Bd. 4. Hft.) S. 719.

によりて容易に其處から逃れることが出来る。併し有たぬことの苦しみは人に譲ることは出来ず、之から逃れる爲めには人の物を盗取するか、死ぬるかより外ない。有産者の地位と無産者の地位と何れを採るかといへば、人は矢張り有産者を採るであらう。同じく不安不満といふても有産者の方がまだましなものである。だから此不安不快は有産者の有利なる地位を緩めるものではあるが、併し無産者との相對的には其の弱味とはならない。

(ろ) 人格完成の妨げ——人が生活に不足なく、其安定を保障されて居ることは洵に幸福なことである。衣食足つて禮節を知り得るのであつて、生活を保障された後に、初めて人格完成に精進し得る。無産者にては其れだけの餘裕なく、唯だ々々其日の生活に追はれて、其人格などを顧みる暇はない。まして貧乏な上にも能力恵まれず健康も恵まれなるときには、到底、其人格完成に努めるの餘裕はない。併し又資産が巨大であり、富が有りあまるほどのときには、奮發するの必要はなく、自ら進取の氣象が出て來ず、有つ物を守ることに追はれ、餘つた精力は奢侈、享樂、淫逸に向けられて、自らに人格は墮落し、人間としては見下げ果てたものになつてしまふ。人は多く財産を持つときには、其奴隸となり、財産以下の者となつてしまふ。だから多く財産を有つといふことはむしろ人間としては大なる不幸である。最幸福なる人は、其は多少の財産もあり、併し其ばかりでは足らず、相當の努力を要し、努力を爲すときに生活に或度の餘裕が出来、若干の餘暇もあつて、其にて修養を怠らず、物資の外に、心の糧をも取り得るの餘力あるものである。

所謂中産者である。財産は各人にとりては有り過ぎてはいかす、無くてもいかす、中庸を貴しとする。資産者中の上層部は徳の足らざることに於て、却つて不幸である。併し無産者にも修養の餘裕なきの不幸があつて相殺する。といふ事があるのだけれども、併し一般俗人から見れば、徳の備はらざる大財産者の地位の方が、矢張り中産者よりも多く選まるであらう。

(C) 若干の疑問——かくして有産者と無産者とを能力上に對立して差等課税するのは、今日一般に認めらるる所だが、此區別には若干の疑問又は非難を爲すものがある。左の如し。

(い) 或者はいふ、資産者所得には其所得に繼續性があり、勤勞所得には一時性しかないから前者が一層有利であるといふけれども、税其ものも亦自ら前者には繼續的に課せられ、後者には一時的に課せらるるのだから、其にて埋合はつて居り、隨ふて別に其課税に差等つけるには及ばぬではないかと⁴⁾。併し此二の所得の相違、資産所得の勤勞所得に比しての優越性は右の外にも幾多のものがあるだから、此一點だけから二のものとの差等課税を否定するは當らぬ。

(ろ) 有産者を無産者よりも重課することに對する一の非難は、此が有産者を不利とし、其蓄積心を阻喪せしめ、資本造成の妨げとなるといふのである⁵⁾。併し其が多少はあるにしても、其位のことでは、有産者が太しく蓄積心を失ふといふことはあるまい。

(は) 財産的所得にても其が嘗て勤勞から出た所得の蓄積されたものから出る場合の如き、其所得者にとりては其利子所得が恰かも勤勞所得と齊しく、自ら儲けたものといふ氣持が存するであ

4) Terhall, Fw. S. 199.

5) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 307.

らうし、特に其が嘗て非常に苦勞した結果だといふこともあつて、之に重課するには忍びぬことがある。又は其處には財産所得と勤勞所得とを區別し難きものがあるともいふ。併しかかる勤勞から出た財産所得とても、所得が現には勤勞を伴はぬのであるから、現在の勤勞所得に比しては一層に出し易きものといふことが出来る。

(に)或は差等課税の原則を認めるとしても、如何なる度合にて差等するや、數字的に精確には之を定め難しといふ非難もある。併し此種の非難は獨り此場合のみでなく、累進率についてもある。此の如きは原則さへ認めらるるならば、あとは多少は立法者に於ける恣意を認めるの外はないであらう。累進について之を許す以上、此處にも之を許し得る。

(二)資産者内部に於ける能力の差等

(A)上層部と下層部——大資産者大財産者であればあるほど、資産者有産者としての特徴が著しく現はれ、下層となればなるほど無産者に近づく。小資産者は利子のみにては生活は出來ず、其財産を土臺として營業を營み、又は別に單なる勞務にも服して所得を擧げ、漸く生活を遂ぐるのである。大體、大財産者ほど經濟上は樂であり、能力は割合に一層大い。随つて大財産者ほど一層重課し、即ち累進課税を勧めることにもなるのである。唯だ近頃、資本造成の重大性が認めらるることになりては、其の資本造成といふことが實は一層大所得を擧ぐる者にて一層多く行はるので、むしろ此の如きものをば一層寛大に課税すべしといふ考も出て來た。又既に現制下にて

6) King, Public finance. p. 311.

7) Silverman, Taxation, p. 77.

8) Moll, a. a. O. S. 394.

9) George, a. a. O. S. 721.

は直接税にても例之、収益税にては、比例課税が多く行はれて大資産者割合に寛大に取扱はれて居るし、特に消費税の負擔からして一層寛大に取扱はれても居る。尙其上にも大所得者ほど一層容易に所得を隠匿するといふこと¹⁰⁾の出来る可能性もあつて、割合に負擔が樂になつて居るのでもある。

(B) 不動産者と動産者——との對立がある。其中にても更らに土地と家屋、同じ土地にても山林田畑、市街地などにより異り、齊しく動産にても貨物、現金、預金、貸金、信託、社債、公債、株券など其々に異る。確實からいふと、一物へ固着するとしてなれば不動産が動産に勝るけれども、巧みに物を移して往つて全體上確實を期するといふのなれば、動産でも出来る。勿論、近代的投資をして物を移しかへるのには動産が勝り、又一層利廻も良い。確實を保持しつつ利益をも一層舉げるのには動産の方が一層良く、特にいざ税を拂はうとしては、動産なれば一層容易に賣却もし得られ、擔保に入れて借金も出来る。不動産は此等につき不利である、利廻も薄い。唯恰も不動産の賣り難い處に、容易に手離さない所から来る確さがあり、其處に古い考へ方からの確さがあり、慣習上外部からも確のやうに見られ、信用を得ることが出来、自然増價の望も多く、隨ふては利廻が薄くても喜んで持手があるのである。此等の不動産に於ける無形の價値、希望の増加價値などを考ふると、同一所得でも此方が一層多くを擔ひ得る譯ではある。即ち能力は不動産に一層大いといひ得る。之に對して動産の方が大體、貨幣に換えることが一層容易なだけに、

10) BelaFöldes, a. a. O. S. 302.

出し易く擔ひ易いといふことがある。彼れ是れ考へ來ると、此二のものには、あまりに差等をしなくて良いことにもならう。

(C) 定額貨幣所得の資産者と非定額貨幣所得の資産者——との對立がある。定額貨幣所得者とは、例之官吏などの如きもので、所得は法令に定まつた額の貨幣にて支給され、貨幣價值が變つても容易に之が變へられず、餘程後れて又少い度にて變へられる。併し其は勤勞者だから此には措き、資産者にては、國債地方債社債預金貸金などの持主である。彼等の所得たる利子も、元本其ものが貨幣價值の減少によりて全く壓迫を受くる¹¹⁾。齊しく有産者でも土地家屋の持主は、かかる場合、地代家賃の引上が矢張り六つかしいとしても、元本價值だけは維持し得る。土地だと實物地代のときには一向に不利を受けない。近頃の貨幣價值不安定の時代には、此差點の存することを見逃してはならぬ。此點からいへば少くとも實物地代の地主は他の有産者よりも一層有利な譯である。

(D) 定住資産者不在資産者來遊資産者——或地を標準として見れば、資産者中には、其地にて儲けて其地に定住して生活するがあり、其地にて儲けながら他地に住居するがあり、他地にて儲けて其地に別莊を有ち又は宿屋住居をし又は一時的に來遊して消費するがある。此三者中、能力からは同としても、其地方經濟繁榮策からいふと、第三の者を一番優待すべきであり、社會政策からいふと、第二の者を最も重く厳しく課税すべきである。結局、課税の上にて、第二の不在者を

11) George, a. a. O. S. 719.

一番重く第一の常民を中位に、第三の客人をば一番軽くすべきものである。

第二段 資産者課税の現制及び改善策

(一)現制——資産者への課税は其有つ所の資産の種類によりて異なる。重なるものを示せば次の如くである。但し消費税は省く。

(A)土地

(い)一般——

(1)其人の第三種所得全額一千二百圓以上るとき

(a)常時——地租、及び其附加税、第三種累進所得税、及び其附加税(戸數割)、

(b)機會的に——相續税、登録税、印紙税、地方に於ける不動産取得税、

(2)所得全額一千二百圓未滿のとき

(a)常時——地租、及び其附加税(戸數割)、

(b)機會的に——相續税、登録税、印紙税、地方の不動産取得税、

(ろ)特に自作農田畑賃貸賃價格二百圓未滿のとき

(1)常時——特別地税、及び其附加税、(戸數割)、

(2)機會的には——相續税(免税點以下となりてかからぬことが多からう)、登録税、印紙税

不動産取得税、

(B) 家屋

(い) 持主の所得一千二百圓以上のとき

(1) 常時——家屋税、及び其附加税、第三種所得税、及び其附加税(戸數割)、

(2) 機會的に——相續税、登録税、印紙税、不動産取所税、

(ろ) 所得一千二百圓未滿のとき

(1) 常時——家屋税、及び其附加税、(戸數割)、

(2) 機會的に——相續税、登録税、印紙税、不動産取得税、

(C) 銀行預金

(い) 常時——第二種なる百分の五の比例率に於ける所得税、百分の二の比例率に於ける資本利子税、(戸數割)、

(ろ) 機會的に——相續税、印紙税、

(D) 國債

(い) 常時——百分の二の資本資子税、(戸數割)、

(ろ) 機會的に——相續税、印紙税、

(E) 社債

(い)常時——第二種所得稅、資本利子稅、(戶數割)、

(ろ)機會的に——相續稅、登録稅、印紙稅、取引所取引稅、

(F) 株券

(い)所得一千二百圓以上のもの

(1)常時——(法人について第一種所得稅、及び其附加稅、營業收益稅、及び其附加稅のか

かる外)株券持主にて第三種所得稅(但し配當につき四割控除)、及び其附加稅、(戶數割)、

(2)機會的に——相續稅、登録稅、印紙稅、取引所取引稅、

(ろ)所得一千二百圓未滿のもの

(1)常時——(法人に於ける第一種所得稅、及び其附加稅、營業收益稅、及び其附加稅のか

かる外)株券持主にては(戶數割)、

(2)機會的に——相續稅、登録稅、印紙稅、取引所取引稅、

(二) 改良策

(A) 政策其もの——前記の現制を通觀して、之を負擔均衡の趣旨によりて改良するとすれば、大體次の如きものが考へらるる。

(い)國債——にも地方債なみに所得稅をかける途を開くこと、¹²⁾更に取引所取引稅をもかけること¹³⁾

12) 拙、租稅研究六卷 160、以下、
13) 拙、増稅及び整稅論、212—213、

(ろ) 株券配當——の所得税に於ける四割控除を止めて代りに、實際の利子控除を認めること、
 即ち推定的費用控除から實際的費用控除に移ること

(は) 動的資本利子の負擔と土地家屋収益の負擔との均衡を計る爲め¹⁴⁾

(1) 公債社債銀行預金の利子、貸付信託の利益の第二種源泉所得税を止めて第三種綜合課税に移し¹⁵⁾且つ資本利子税をば地租及其附加税の合計度まで高めること、¹⁶⁾

(2) 又は、右の源泉課税を維持すとすれば、第二種所得税及び資本利子税の税率を、地租及其附加税並に第二種所得税の附加税の合計額に相應するだけ引上ぐること、¹⁷⁾

(に) 土地家屋を均等に課税し營業との間にも釣合を得しめること

(1) 土地家屋の税を共に國税とするか、地方税とするか何れにか定め、假りに之をむしろ國税とするとせば、其税率及び附加率を均等とすること、

(2) 營業税をも土地家屋の税と共に國税とするとせば、其負擔は土地家屋よりは稍々輕くし、即ち營業にて純益によることを維持すとせば、土地家屋にても、現行、賃貸價格より推定費用として二又は三割度のものを控除し(更に物價指數により或度まで斟酌することとし)、税率其ものは現行通り土地(家屋)に稍々高くし、併し地方の附加率は均等に改めること、¹⁸⁾

(ほ) 以上は主として直接基本税に於ける負擔の均衡である。茲に交通税にて土地家屋税には登録税、不動産取得税といふ特殊な税が重くかかる其埋合せとして、動産への交通税を新設しては

14) Terhalle, a. a. O. S. 272.

15) 抽、赤字時代の財源問題 169、以下、

16) 抽、増税及び整稅論、117—119、

17) 抽、赤字時代の、179、以下、

18) 抽、農業者工商業者の稅負擔、(經濟論叢、四十二卷二號、18—20)

何うかともいはるるが、即ちかかるものとして賣上税、(取引税)を唱へる向もあるが、此賣上税の缺點が相當重大だから之を探ることに躊躇せしめる。今日、取引所取引税が少くとも一部の動産にはかかる。之を少しく引上ぐるのは、弊害も少いとはいへやうが、其外にては強くて課するは穩當でない。むしろ不動産への登録税、取得税の若干の輕減を斷行する方が適切であらう。

(B)批判——現行法の改正としては先づ以上の如きものが考へらるる。併し其とても實行となると却々に六つかしい。又實行して必ず甘い成果を齎らすともいひ兼ねる。其點を左に少しく明かにしやう。

(い) 一般的困難又は弊害

(1) 經濟界の動搖——凡べて資産者のもつ財産の現在の價格は現在の税制を前提として定まつて居る。其から割出して相當の利廻にて還元したものである。然るに今、負擔均衡の爲めに從來の税制を改正したとすれば、或物は是迄よりも輕くなり、他の物は一層重くなる。然るときは輕くなつた物の持主には政府から贈與を爲し、重くなつた方には沒收を行つた結果となる。¹⁹⁾かくて經濟界を動搖させる。又は混亂させることになる。隨ふては此税制改革は餘程の勇氣を以てからなければ出來ないのである。

(2) 經濟界進展の阻碍——更に此改革の爲めに經濟の發展を妨げることになるといふ一面がある。此迄よりも負擔の一層樂になるだけにては、其餘力を以て更なる産業振興に資することが

出来るであらうけれども、此迄よりも負擔の加はる方面にては、自ら生産費の増加となり又は將來への投資餘力の減少となりて、産業の進展を妨げることにもなる。尤も此迄負擔の輕かりし時代に餘力をば贅澤なる消費に向けて居つた部分もあつて、新加税によりては單に此部分を制限するに過ぎぬといふこともある²⁰⁾。其れだけにては此が別段、經濟界に不利を持來たすといふことはないのである。

(ろ)各項について

(1) 國債課税を地方債なみに行ひ、此に所得税をも取引所取引税をも課することは、理論上は正當だが、併し我邦の財政に於て近く國債にも多く依らなければならぬ事情の下に、此從來の國債優遇の方法を止めるといふことは、實際政策として行ひ難いとしなければならぬ。

(2) 株式配當に於ける四割控除の廢止も理屈からいへば正しい。株式の持主が多くは借金して之を持つて居ると見て、此控除を行ふて居るのであるけれども、實際には借金して居るもあれば、自分の手金にて持つて居るもあるとすると、むしろ之を止めにした方が公平であり、そして實際借金して居るものだけに就いて負債利子を引いてやるのが至當である。併し之を行ふとして、實際可なりに面倒であるといふことは免れないであらう。又將來は夫の規定によりて株式が可なり寛大に取扱はれて居つたとして、之が改革によりて止められたとすれば、或度まで株を有つ人への打撃とはなる。

20) Wilken, Die Besteuerung der Einkommens- und Kapitalverwendung (Finanz Archiv. N. F. 3 Bd. 4 Heft.) S. 603.

(3) 第二種所得甲の源泉課税を第三種綜合所得課税へまとめることも、理論上は正當であるが、之によりて逋脱を多からしめて、其一層公平ならんとする目的が達成せられずして終らぬ心配である。之を勵行しやうとなれば、國債地方債社債を凡べて記名式と爲し、銀行預金信託預金をとるにも一々戸籍謄本、印鑑證明書を取り、且つ銀行信託會社の營業秘密の公開をも斷行しなければならぬ。²¹⁾ 併し此が實行には可なりにならざる故障があるやうである。

(4) かくて第二種の源泉課税を殘すとして、然るときは其と第三種の綜合課税との間の負擔の不均衡は免れないし、其は併し忍ぶとしても、資本利子税乃至第二種所得税の引上を行はざるを得ないが、此種の課税物件たる動的資本が非公示的性質を有つが爲めに、逋脱易又は捕捉難であるが爲めに、²²⁾ 税の加はるだけ一層之が逋脱を助長し、其は税が高ければ高いほど之を助長し、特に資本利子税(乙)に於ける個人間の貸借にて一層甚しくならうし、更に税の高まる爲めには資本の外國逃避をも助長する。²³⁾ 更に此が負擔が回避されざるだけにては、或は其が資本の持主に歸するだけに於て彼に於ける貯蓄を抑壓し、²⁴⁾ 其が借主に歸するだけに於て利上の傾向を生じ、其は政府の國債政策上必要なる利下方針と矛盾することにもなり、且つ又經濟界の發展の上にも有害となるを免れない。

(5) 地租及附加税と家屋税及附加税とは之を均等に課税するとして、之を凡べて地方に委譲することも出来るし、之を國税にまとめることも出来る。が地方に移すとすれば地租のみでなく營業收益税をも地方に移さなくてはならず、むしろ地租營業收益税を其儘として家屋税を國税

21) 拙、現行税制及其整理、150、以下、
22) Terhalle, a. a. O. S. 271. Moll, a. a. O. S. 430.
23) Bela Földes, a. a. O. S. 413. King, l. c. p. 208.
24) King, l. c. d. 254. Englis, Fw. 95.
25) Terhalle, a. a. O. S. 168.
26) Engländer-Schranil. Fw. S. 105.

に移すのが一層簡單でもあり、又、家屋税に於ける課税標準の決定が地方の手にありて甘く行かぬのを改めるのにも家屋税を國に移す方が好都合かも知れない。さうするときには、家屋税も地租同一の國家機關によりて統一的に課税標準を定め、且つ税率及び附加税の率も均等にするのが穩當である。それから之が課税物件及び標準決定の爲めに國家機關によるとしても、其は國家吏員のみより構成せず、地方吏員をも之に協力せしめるのが望ましい²⁷⁾。

(6) 營業收益税と地租家屋税との釣合を取る爲めの施設は左まで六つかしくあるまい。

(7) 交通税に於て不動産の重いのに對し動産にも之と均衡ある負擔を課する爲めに、強めて之が賣買讓渡に重税を課したとしたら何うか。其は其物體の性質上、自ら逋脱を多からしめ、其の捕捉せらるるだけにては其れだけ其價格を落し、條件を不利ならしめ、利子を一層向上せしめる²⁸⁾の傾を有ち、國民經濟上には不利なる影響を有つ。

結 論

以上要之、資産者は細別すれば多様ではあるが、大體、他所得者に比し給付能力一層大であり、最重く課税せられて宜ろしい。而かも現制にては却つて其中の動的資産者が一層軽く負ふて居る。で之を改めなければならぬ。負擔均衡の目標から種々爲すべき事が考へられるが、其には實行難となるべき事情が多々横はつて居つて、其實現の六つかしきものがあり、機會を得ては少しは改めらるるであらうが、尙ほ動産的資本の持主の負擔輕易といふことは永く續くであらうと思ふ。

27) 抽、租税研究、五卷、96、
28) 抽、地方税改革問題、17、以下、31、以下、
29) Engländer-Schranil, a. a. O. S. 99.